

令和6年4月 23 日

お客さま各位

長期間ご利用のないキャッシュカードの利用停止に関するお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当組合では、偽造・盗難キャッシュカードによるATMでの不正な取引を防止するため、長期間お取引のない預金口座のカードの利用を停止する取扱いを開始いたします。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、再度、カードのご利用を希望される場合は、大変お手数をお掛けいたしますが、お取引店までご来店いただきますようお願い申し上げます。

記

1. ご利用停止日

令和6年5月13日(月)

2. 対象預金口座

令和6年3月31日より遡り5年間、お預入れまたは払戻し(利息決算を除く)のお取引がない、残高1千円以下の預金口座が対象となります。

3. ご来店時にお持ちいただくもの

- ・当該預金口座の通帳
- ・当該預金口座のお届け印
- ・本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上



ともに羽ばたこう未来へ

横浜幸銀信用組合

